

役員等報酬及び費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人もくせい福祉会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定により、評議員及び理事・監事（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(報 酬)

第2条 当法人の役員等に対する報酬は、社会福祉充実計画を立案できるような経営状況になるまで、支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事会、評議員会又はその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償することができる。

2 旅行費用の弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じた額とする。

3 理事会、評議員会に出席した場合の交通費は一律2000円とする。

4 監査に出席した監事および理事には、交通費2000円を支給する。

5 当法人が委嘱する第三者委員等、当法人の役員等に準ずる者について、理事長の判断によりその費用を弁償することができる。

(改正)

第4条 この規程の改正については、評議員会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成17年1月15日、第2回理事会にて制定し、平成17年4月1日から施行する。

平成29年6月28日の評議員会で承認。なお、この規定は平成29年4月1日から適用する。